

夫婦双方の年齢が39歳以下である。

YES

NO

NO

NO

・申請日に夫婦の一方が39歳以下

・空き家バンク登録物件と成約した

YES

YES (夫婦の年齢要件を除外)

### 結婚新生活支援事業補助金

- ・令和6年1月1日から令和7年3月31日の間に婚姻届が受理された。
- ・婚姻日において双方39歳以下である。
- ・世帯の合算した所得が500万円未満である。
- ・双方が本市に住民票を有し、取得又は賃貸住宅の住所である。
- ・双方又は一方が過去に国の「地域少子化対策重点推進交付金の補助金を受けていない。
- ・本市の若者等定住促進奨励金及び移住支援事業支援金の交付を受けていない。

どれか一つでもNO

すべてYES

### 若者等定住促進奨励金

- ①住宅取得奨励金
  - ・新たに住宅を取得した者である。
  - ・新築又は購入した住宅に住所を有している。
  - ・当該住宅を取得した日から起算して前後180日以内に若者夫婦が当該住宅に居住している。
  - ・取得に要した費用(土地も含む。)が300万円以上である。
  - ・当該住宅に住所を有した日の後5年以上、市内に定住する。
- ②賃貸住宅入居奨励金
  - ・賃貸借契約を締結した者である。
  - ・若者夫婦を含む世帯である。
  - ・住所を有した日の前90日以内に賃貸借契約を締結している。
  - ・賃貸住宅の家賃が月額3万円以上である。
  - ・上記住宅に住所を有した日の後2年以上、市内に定住する。

①または②の内容のどれか一つでもNO

①または②の内容すべてYES

YES

結婚新生活支援事業補助金交付要綱を確認

していただき、必要書類を揃えて期日までに申請してください。

若者等定住促進奨励金交付要綱を確認

していただき、必要書類を揃えて期日までに申請してください。

本制度の対象にはなりません。